

図 4-①-17 店舗の検査立会

さらに、担当者の専任・兼任、立会の有無別に鍵の管理と書類の整備保存が「良」である割合を図 4-①-18 に示した。担当者の専任・兼任、立会の有無にかかわらずほとんどの施設で鍵、書類は良好に管理されていた。ただ、専任の担当者立会有の 44 施設のうち 1 件で書類の整備保存が「否」であった。

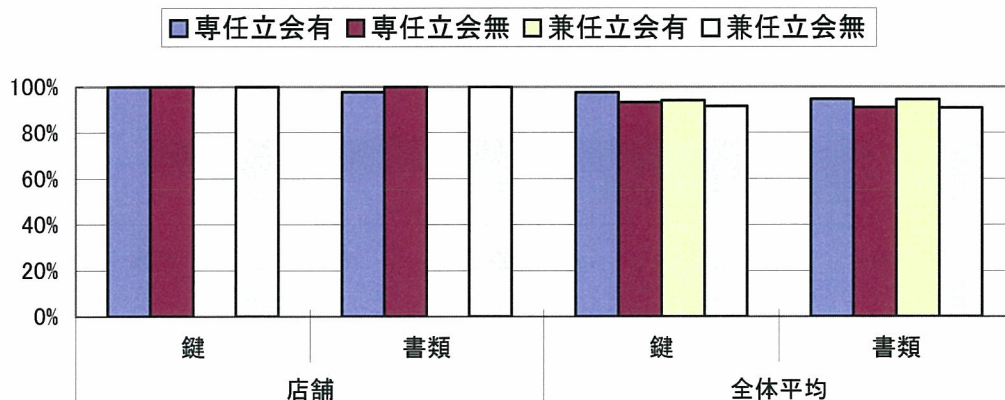


図 4-①-18 店舗の鍵の管理、書類の整備保存「良」の割合

⑦医療施設

医療施設は 79 件調査し、担当者の選任・兼任の割合を図 4-①-19 に示した。医療施設の専任担当者の割合は 92.4% であった。医療施設には大きな病院が多く、施設の管理には、施設課、設備課等専任の施設管理担当課が当る場合が多い。また、比較的規模の小さな病院や、医院、診療所等では、総務課等の事務部門が施設の管理を兼任する場合もある。

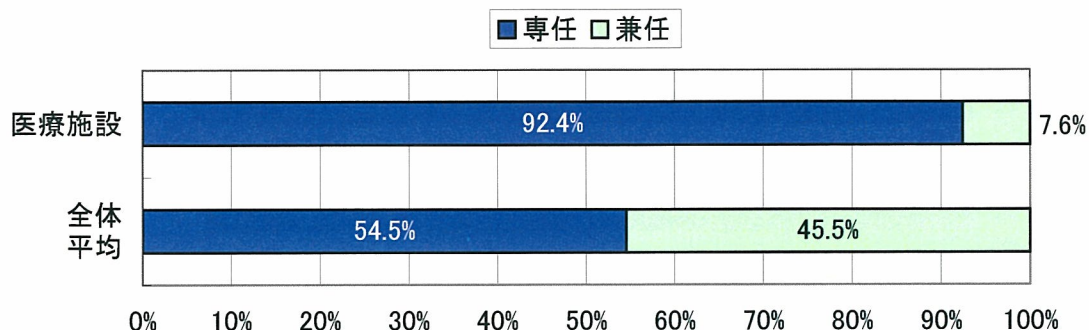


図 4-①-19 医療施設の施設管理担当者

次に、専任・兼任別の立会の割合を図 4-①-20 に示した。医療施設全体の 92.4% を占める専任担当者置く施設で、担当者が検査に立合う割合は 87.7% であった。また、兼任担当者が検査に立合う割合は 33.3% であった。

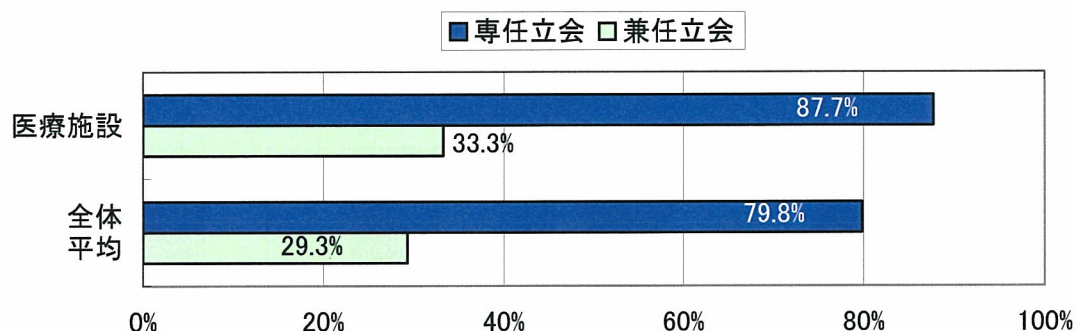


図 4-①-20 医療施設の検査立会

さらに、担当者の専任・兼任、立会の有無別に鍵の管理と書類の整備保存が「良」である割合を図 4-①-21 に示した。専任担当者をもつ施設では立会の有無にかかわらず鍵、書類は 80% 以上の施設で良好に管理されていた。兼任担当者をもつ施設のうち立会有の施設は 2 件と数は少ないが、そのうち 1 件は鍵の管理、書類の整備保存ともに「否」であった。

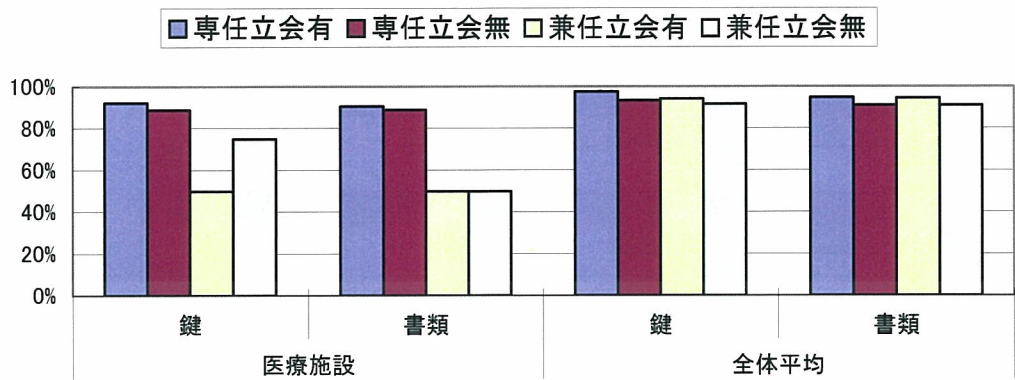


図 4-①-21 店舗の鍵の管理、書類の整備保存「良」の割合

⑧集会場

集会場は54件調査し、担当者の選任・兼任の割合を図4-①-22に示した。集会場の専任担当者の割合は59.3%であった。集会場は市町村の公民館や体育館、文化会館等がほとんどであり、施設課等専任の施設管理担当課が施設の管理に当たる場合、専門のビル管理業者が常駐している場合や、総務課等事務部門が施設の管理を兼任している場合などがある。

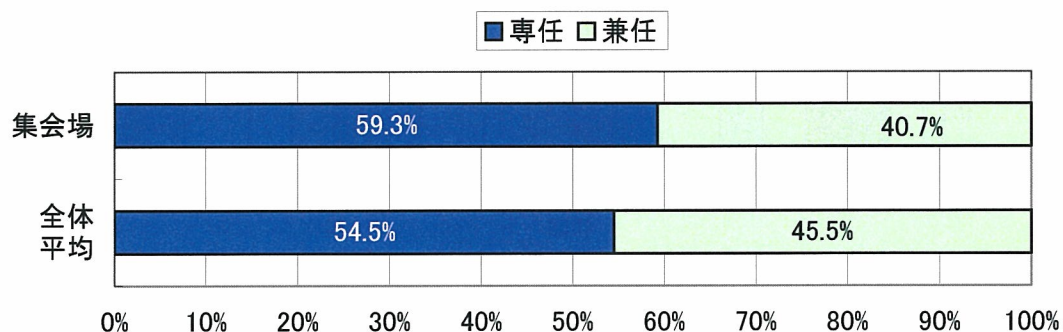


図 4-①-22 集会場の施設管理担当者

次に、専任・兼任別の立会の割合を図4-①-23に示した。専任担当者が検査に立合う割合は68.8%であった。また、兼任担当者が立合う割合は40.9%であった。

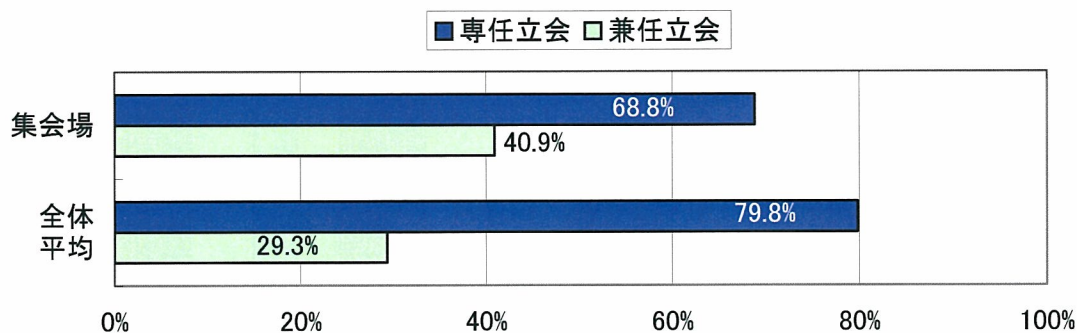


図 4-①-23 集会場の検査立会

さらに、担当者の専任・兼任、立会の有無別に鍵の管理と書類の整備保存が「良」である割合を図 4-①-24 に示した。専任担当者を置く施設で立会有の施設は 2 2 件あったが、全ての施設で鍵、書類とも良好に管理されていた。また、兼任担当者を置く施設で立会有の 9 件のうち 1 件に書類の整備保存が「否」の施設があり、立会無の 1 3 件のうち、鍵の管理が「否」の施設が 1 件、書類の整備保存が「否」の施設が 1 件ずつあった。

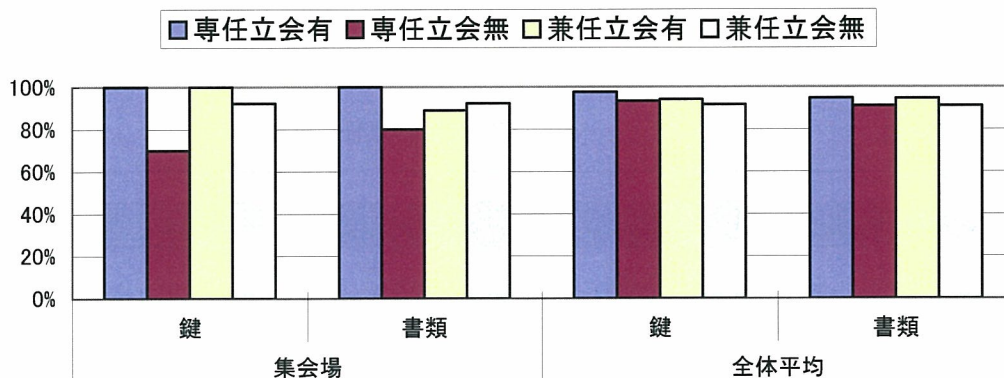


図 4-①-24 集会場の鍵の管理、書類の整備保存「良」の割合

⑨ 娯楽施設

集会場は 5 4 件調査し、担当者の選任・兼任の割合を図 4-①-25 に示した。施設管理担当者は 1 0 0 % 専任担当者であった。娯楽施設はゴルフ場や遊園地がほとんどであり、施設の管理には、施設課、設備課等専任の施設管理担当課が当る施設、設備管理の専門業者を常駐させている施設などがあつた。

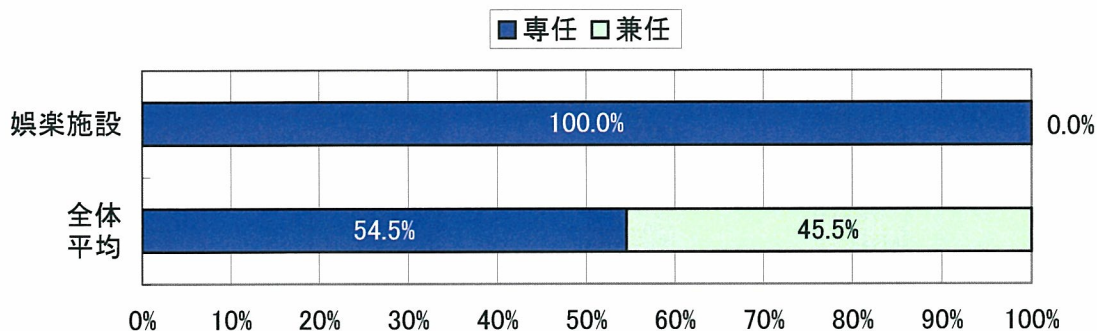


図 4-①-25 娯楽施設の施設管理担当者

次に、専任・兼任別の立会の割合を図 4-①-26 に示した。専任の担当者が検査に立合う割合は76.2%であった。兼任担当者を置く施設は無かった。

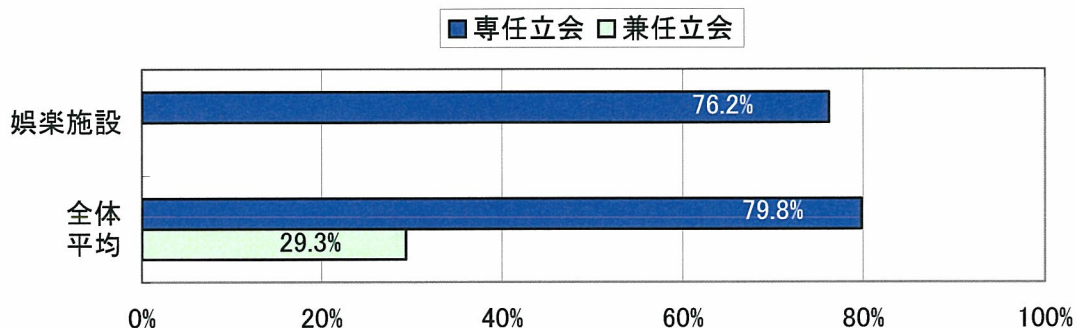


図 4-①-26 娯楽施設の検査立会

さらに、担当者の専任・兼任、立会の有無別に鍵と書類の管理が「良」である割合を図 4-①-27 に示した。専任担当者を置く施設で立会有の16件のうち、鍵の管理状況が「否」であった施設が1件、書類の管理状況が「否」であった施設が1件ずつ、また立会無の5件のうち書類の管理状況が「否」であった施設が1件あった。

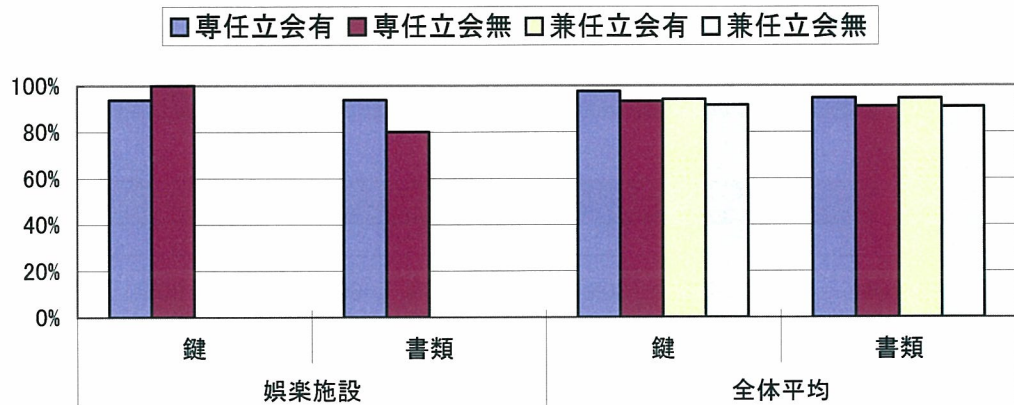


図 4-①-27 娯楽施設の鍵、書類の管理「良」の割合

⑩公衆浴場

公衆浴場は6件調査し、担当者の選任・兼任の割合を図4-①-28に示した。施設管理担当者は100%専任担当者であった。公衆浴場は6件とも、日帰り温泉又は健康センターであり、施設課、設備課等専任の施設管理担当課が施設の管理に当たっていた。

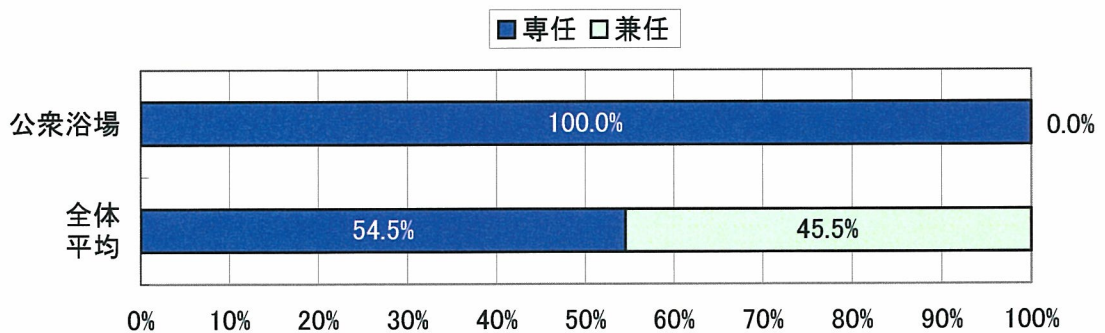


図 4-①-28 公衆浴場の施設管理担当者

次に、専任・兼任別の立会の割合を図4-①-29に示した。専任の担当者が検査に立合う割合は83.3%であり、6件のうち1件で立会が無かった。

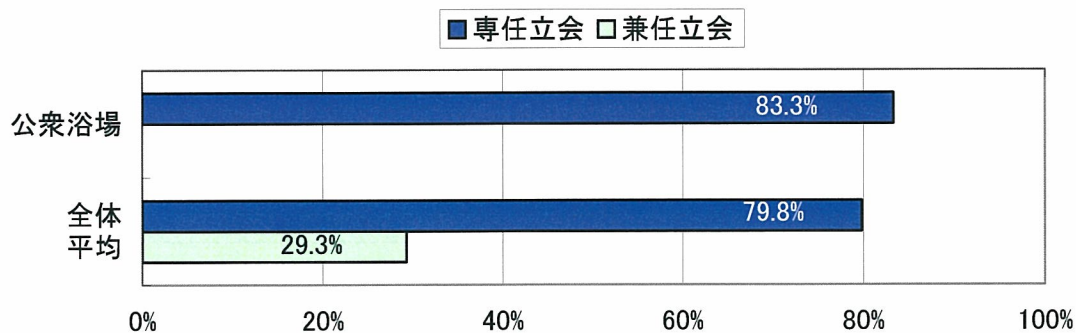


図 4-①-29 公衆浴場の検査立会

さらに、担当者の専任・兼任、立会の有無別に鍵の管理と書類の整備保存が「良」である割合を図 4-①-30 に示した。立合有の 5 件のうち 1 件で鍵の管理、書類の整備保存とも「否」であった。

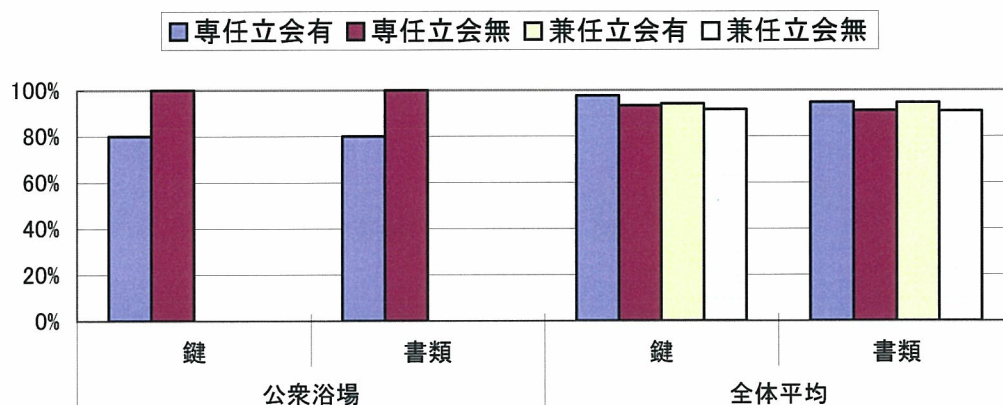


図 4-①-30 公衆浴場の鍵の管理、書類の整備保存「良」の割合

① 駅

駅は 2 件調査し、担当者の選任・兼任の割合を図 4-①-31 に示した。駅は 2 件とも専任の担当者であり、施設課と専門の管理業者の 1 件ずつであった。

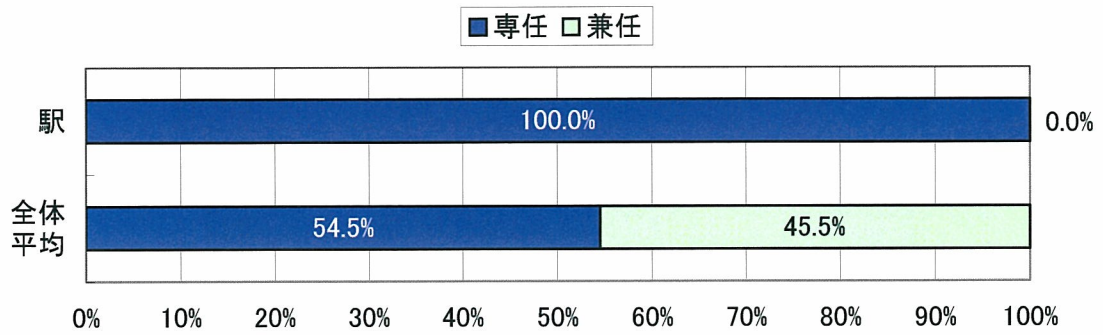


図 4-①-31 駅の施設管理担当者

次に、専任・兼任別の割合を図 4-①-32 に示した。2 件とも担当者が検査に立合った。

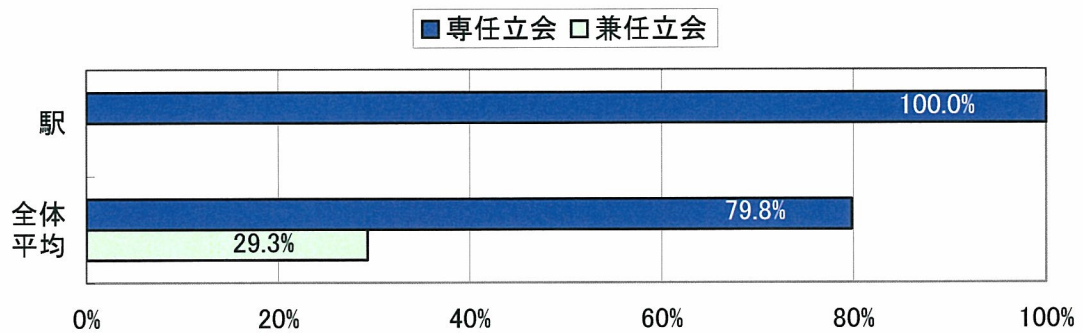


図 4-①-32 駅の検査立会

さらに、担当者の専任・兼任、立会の有無別に鍵の管理書類の整備保存が「良」である割合を図 4-①-33 に示した。2 件とも鍵、書類は良好に管理されていた。

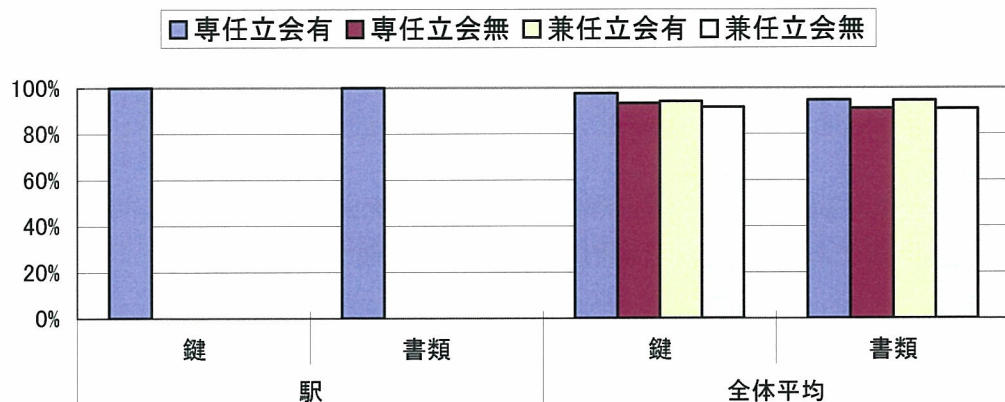


図 4-①-33 駅の鍵の管理、書類の整備保存「良」の割合

⑫福祉施設

福祉施設は58件調査し、担当者の選任・兼任の割合を図4-①-34に示した。福祉施設の専任担当者の割合は72.4%であった。福祉施設は、ほとんどが老人ホームや介護施設であり、施設の管理には、施設課、設備課等専任の施設管理担当課が当たる場合と、総務課等の事務部門が施設の管理を兼任する場合とがあった。

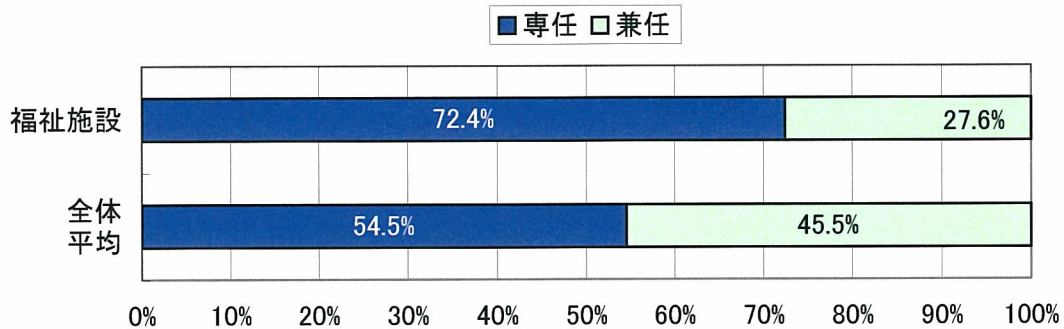


図4-①-34 福祉施設の施設管理担当者

次に、専任・兼任別の立会の割合を図4-①-35に示した。専任担当者が検査に立合う割合は52.4%であった。また、兼任担当者が立合う割合は25.0%であった。

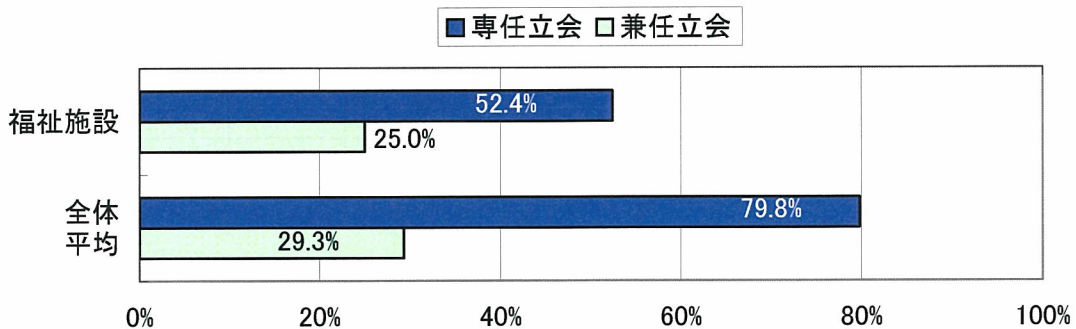


図4-①-35 福祉施設の検査立会

さらに、担当者の専任・兼任、立会の有無別に鍵の管理と書類の整備保存が「良」である割合を図4-①-36に示した。担当者の専任・兼任、立会の有無にかかわらず、90%以上の施設で鍵、書類は良好に管理されていた。特に兼任担当者が検査に立合った施設は4件あったが、すべての施設で、鍵の管理、書類の整備保存は「良」であった。

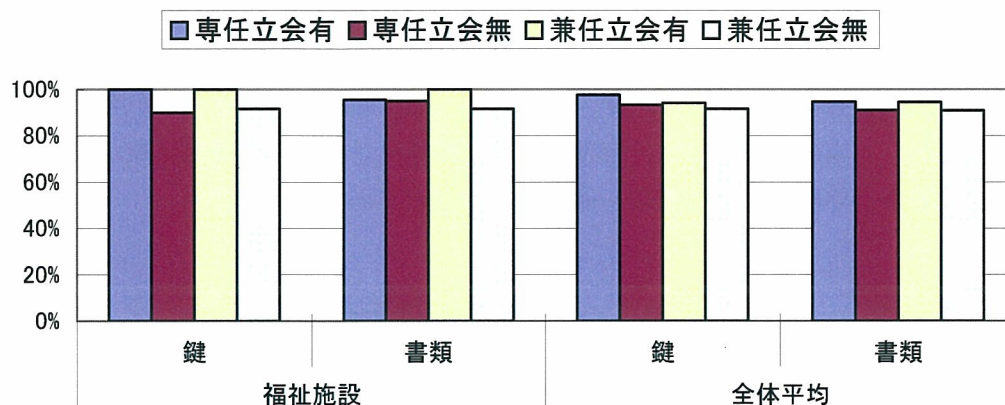


図 4-①-36 福祉施設の鍵の管理、書類の整備保存「良」の割合

(3) 鍵の管理と書類の整備保存状況

鍵の管理状況と書類の整備保存状況の関係を表 4-①-2 に、また、鍵の管理状況の良否別に書類の整備保存状況「良」の割合を図 4-①-37 に示した。

表 4-①-2 鍵の管理状況別書類の整備保存状況

鍵の管理状況	書類整備の整備保存状況			
	良		否	
	件数	割合	件数	割合
良	1,842	95.4%	89	4.6%
否	55	51.4%	52	48.6%

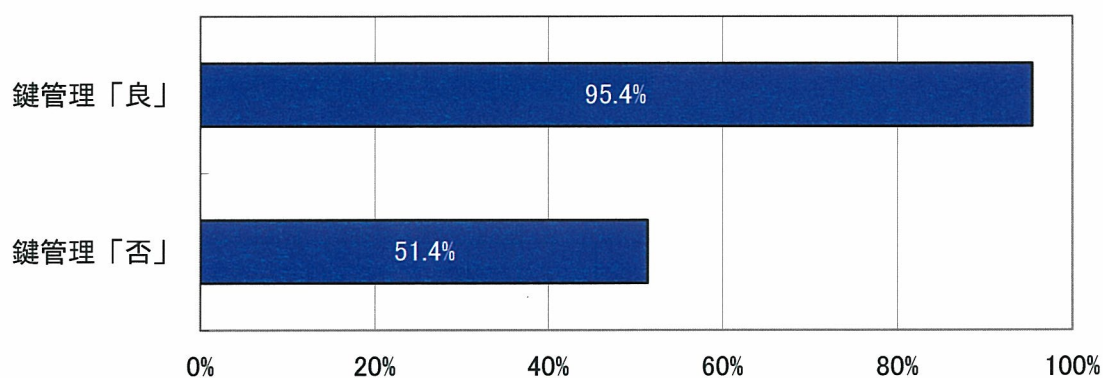


図 4-①-37 鍵の管理状況の良否別書類の整備保存状況「良」の割合

整備保存状況「良」であったのは、鍵管理「良」の施設が95.4%、鍵管理「否」の施設が51.4%であった。

(4) 施設管理担当者の専任・兼任、立会の有無別の平成18年度検査結果

建物用途別に、施設管理担当者の専任・兼任、立会の有無とに分けて、調査施設の平成18年度検査結果が総合判定「A」となった施設数と割合を表4-①-3に示した。

表4-①-3 建物用途別担当者の専任・兼任、立会の有無別の平成18年度検査判定「A」の割合

施設用途	専任		兼任	
	立会有	立会無	立会有	立会無
住宅	340 (75.2%)	91 (83.5%)	152 (84.9%)	155 (86.1%)
学校	23 (76.7%)	6 (85.7%)	45 (81.8%)	314 (80.3%)
作業場	127 (92.0%)	11 (78.6%)	2 (66.7%)	8 (100.0%)
宿泊施設	45 (83.3%)	14 (77.8%)	10 (83.3%)	18 (81.8%)
事務所	31 (81.6%)	14 (66.7%)	5 (62.5%)	19 (82.6%)
店舗	39 (88.6%)	7 (70.0%)	0 (-)	2 (100.0%)
医療施設	57 (89.1%)	7 (77.8%)	2 (100.0%)	3 (75.0%)
集会場	20 (90.9%)	10 (100.0%)	8 (88.9%)	12 (92.3%)
娯楽施設	13 (81.3%)	4 (80.0%)	0 (-)	0 (-)
公衆浴場	5 (100.0%)	1 (100.0%)	0 (-)	0 (-)
駅	1 (50.0%)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
福祉施設	22 (100.0%)	19 (95.0%)	4 (100.0%)	11 (91.7%)
合計	723 (81.5%)	184 (82.1%)	228 (83.8%)	542 (82.7%)

総合判定「A」の割合は、専任担当者を置く施設で立会の施設の平均は81.5%、立会無の施設の平均が82.1%、兼任担当者を置く施設で立会有の施設の平均は83.8%、立会無の施設の平均が82.7%であった。

また、用途別に総合判定「A」の割合を見ると、専任担当者を置く施設では、担当者の立会有の場合は公衆浴場と福祉施設が100%になり、担当者の立会無の場合は集会場と公衆浴場が100%となった。同様に、兼任担当者を置く施設では、担当者の立会有の場合は医療施設と福祉施設が100%総合判定「A」になり、立会無の場合では作業場と店舗が100%となった。総合判定「A」の割合が低い施設を見ると、専任担当者を置く施設では、立会有の場合は駅が50.0%、住宅が75.2%であった。また、立会無の場合では事務所が66.7%であった。兼任担当者を置く施設では、立会有の場合は事務所が62.5%、作業場が66.7%となり、立会無の場合では医療施設が75.0%であった。

(5) 平成17年度検査立会の有無別の平成18年度検査結果

今回調査した2,038件の施設のうち、平成17年度、平成18年度と継続して検査

をした1,956件について、平成17年度の検査時の立会の有無と平成18年度の検査結果を表4-①-4に示した。

表4-①-4 平成17年度検査時立会の有無別平成18年度検査結果

平成17年度 検査時の立会	平成18年度検査結果（総合判定）		
	A	B	C
	件数（率）	件数（率）	件数（率）
有	1,037（84.7%）	184（15.0%）	3（0.3%）
無	592（80.9%）	136（18.6%）	4（0.5%）

平成17年度検査時に立会の有った施設のうち、平成18年度検査結果の総合判定が「A」であったのは84.7%、「B」が15.0%、「C」が0.3%となった。これに対し、立会の無かった施設では「A」であったのは80.9%、「B」が18.6%、「C」が0.5%となった。

ここで、平成17年度の検査結果を表4-①-5に示す。

表4-①-5 平成17年度検査結果

平成17年度検査結果（総合判定）		
A	B	C
件数（率）	件数（率）	件数（率）
1,571（80.3%）	378（19.3%）	7（0.4%）

平成17年度の検査で総合判定「B」又は「C」の結果であった施設の合計は385件であった。この385件について、平成17年度の立会の有無別に平成18年度検査結果「A」の施設数と割合を表4-①-6及び図4-①-38に示した。

表4-①-6 平成17年度不適合施設の立会の有無別平成18年度検査結果

区分	17年度立会	
	有	無
17年度判定がB・Cであった施設	156	229
17年度判定B・Cから18年度判定Aになった施設	69(44.2%)	77(33.6%)

平成17年度の検査において不適合事項を指摘され判定「B」又は「C」となった施設のうち、検査時に立会が有った施設では、平成18年度の検査で44.2%の施設が判定「A」となったのに対し、立会が無かった施設で判定「A」となった施設は33.6%であった。

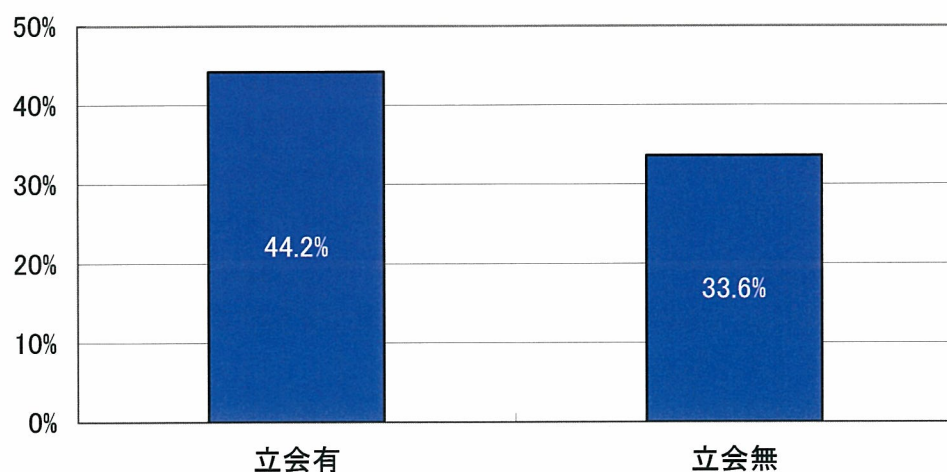


図 4-①-38 平成 17 年度不適合施設の立会の有無別
平成 18 年度検査結果 A になった施設の割合

(6) まとめ

今回の調査の結果を見ると、設置者の管理に対する意識が高いと思われた、検査に立会う専任担当者を置く施設が、他と比べて特に管理状況が良好である、という結果ではなかった。しかし、鍵の管理状況が良好な施設は書類の管理も良好である、という結果が得られた。

施設管理担当者には様々な立場の違いがあるが、平成 17 年度の検査時に指摘された不適合事項を改善したのは、担当者が検査に立会った施設の方が立会わなかった施設よりも多かった。このことから、不適合事項の内容により、改善しやすい事項、改善が困難な事項等はあるが、担当者が検査に立会って実際に不適合箇所を確認し、現場において検査員から改善方法等の助言を受けることが不適合事項の適切な改善につながると考えられる。

良好な管理状態を維持するためには施設管理を担当する者が、専任・兼任にかかわらず、現場を見て管理意識を高めることが有効な方法である、と思われる。

② 簡易専用水道検査の効果等に関する研究

簡易専用水道の検査機関は、検査の結果、判定基準に適合しなかった事項がある場合には、設置者に対し、当該事項について速やかに対策を講じるよう助言を行うこととなっている。

また、検査の結果、水の供給について特に衛生上問題があるとして次のいずれかに該当すると認められた場合には、設置者に対し、直ちに当該簡易専用水道の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）にその旨を報告するよう助言を行う。ただし、当該簡易専用水道が国の設置するものである場合にあっては、厚生労働大臣に報告するよう助言を行うこととなっている。

- 一 汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがある場合
- 二 水槽内に動物等の死骸がある場合
- 三 給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合
- 四 水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合
- 五 マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合
- 六 その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合

本調査では、簡易専用水道の検査の効果をみるために、検査の結果、判定基準に適合しなかった事項があった場合の改善の状況及び不適事項の新たな発生の状況を調査することとした。

さらに、管理のポイントを明確にするため、改善の状況及び不適事項の新たな発生の状況を研究することにより、管理の指標を考察し、管理マニュアルの参考とする。

(1) 検査実施施設の改善及び新たな不適合事項の発生の状況

貯水槽水道の管理のポイントを明確にすることを目的として、簡易専用水道検査における不適件数、前年度に指摘された不適事項の改善状況及び新たな不適合事項の発生状況について、検査事項及び判定基準別に実態を調査した。

改善状況については、平成15年度に簡易専用水道検査を実施した施設について、平成16年度、平成17年度の2年間にどのような状態になったか、また、平成16年度に新たな不適合事項が発生した施設について平成17年度にどのような状態になったか、簡易専用水道登録検査機関を対象にアンケート調査を実施した。

また、新たな不適合事項の発生の状況については、アンケート調査結果から平成16年度と平成17年度の結果を整理した。アンケート調査は15,199件について実施し、結果は表4-②-1のとおりであった。

表 4-②-1 簡易専用水道の改善状況調査集計表

調査件数 15,199

検査事項	判定基準	平成15年度 不適件数				平成16年度 不適件数				平成17年度 不適件数			
		不適件数		不適件数		不適件数		不適件数		不適件数		不適件数	
		受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽
1. 水槽周囲の 状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。 清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。 水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	617	95	584	70	527	62	74	476	54	42	4	
2. 水槽本体の 状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。 亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。 雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。 水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること。 水槽上部は水たまりができにくい状態であり、ほこりその他衛生上有害なもの が堆積していないこと。	281	200	273	209	127	61	206	82	40	97	57	
3. 水槽上部の 状態	水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。 水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置 かれていないこと。	6	0	8	7	5	0	1	5	0	2	0	
4. 水槽内部の 状態	汚泥、赤さび等の沈着物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等 が異常に存在しないこと。 掃除が定期的に行われていることが明らかであること。 外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。 当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。 流入口と流出口が近接していないこと。 水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	55	24	48	25	26	8	22	16	6	14	7	
5. 水槽のマンホ ールの状態	ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入 らないものであること。 点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。 マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。	71	1	76	0	47	0	1	34	0	20	0	
		113	68	103	55	22	7	72	9	4	12	4	
		112	333	97	303	72	98	312	57	86	15	141	
		33	6	45	5	26	4	23	17	3	4	1	
		20	4	20	1	19	0	19	15	0	1	0	
		7	3	7	7	0	0	3	0	0	0	0	
		756	744	595	551	418	249	558	267	162	162	164	
		362	313	317	270	201	118	297	121	71	86	67	
		53	7	47	8	40	6	43	33	2	5	1	

6. 水槽のオーバーロー管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	44	39	33	17	14	0	13	4	8	0	5	2
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	213	248	212	217	84	61	199	245	53	30	62	87
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	90	97	98	86	32	8	73	87	12	3	4	53
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	10	6	12	12	6	3	20	10	3	3	3	2
7. 水槽の通気管の状態	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流防止に十分な距離であること。	222	45	207	53	142	20	154	37	97	14	44	10
	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	385	302	319	242	217	111	315	235	174	85	51	48
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	524	721	516	733	293	191	537	795	221	116	206	290
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	396	449	323	407	251	111	280	359	177	70	44	198
8. 水槽の水抜管の状態	通気管として十分な有効断面積を有するものであること。	8	6	4	6	3	2	5	5	3	1	0	3
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	175	12	227	20	153	10	206	22	101	6	60	8
	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	474	46	470	56	355	8	437	37	316	6	78	23
	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
9. 給水の状態	水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	異常な臭気が認められないこと。	0	0	64	64	0	0	0	0	0	0	0	0
10. 臭気	異常な臭気が認められないこと。	0	0	0	1	0	0	5	5	0	0	0	0
	異常な色が認められないこと。	0	0	3	3	0	0	3	3	0	0	0	0
11. 味	異常な味が認められないこと。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	異常な色が認められないこと。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12. 色	異常な味が認められないこと。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	異常な色が認められないこと。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13. 色度	五度以下であること。	1	1	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0
	二度以下であること。(異常な濁りが認められないこと。)	2	2	2	2	0	0	2	2	0	0	0	0
14. 濁度(濁り)	検出されること。	12	12	15	15	1	1	11	11	0	0	2	2
	簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面が整理保存されていること。	724	608	608	608	241	241	548	548	182	182	277	277
16. 書類の整理及び保存の状況	受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図が整理保存されていること。	601	521	521	521	212	212	477	477	156	156	234	234
	水槽の掃除の記録が整理保存されていること。	149	166	166	166	28	28	206	206	12	12	27	27
	その他の帳簿書類が整理保存されていること。	1527	986	986	986	520	520	497	497	178	178	91	91

(2) 検査事項別改善状況

改善状況等のアンケート調査結果を基にして、検査事項別の改善状況について調査した結果は、表4-②-2に示すとおりであった。

図4-②-1に示すように、簡易専用水道の検査の結果、平成15年度の不適事項が平成16年度に改善された施設の平均の改善率は54.5%となっている。改善率が平均以下の項目は、「水槽周囲の状態」「水槽本体の状態」「水槽のマンホールの状態」「水槽の水抜管の状態」の4項目で、全て施設の外観検査の項目となっている。また、平成16年度に改善されなかった施設の内、平成17年度に改善された施設の平均の改善率の14.3%を合わせると平均の改善率は68.8%となっている。改善率が平均以下の項目は、「水槽周囲の状態」「水槽本体の状態」「水槽上部の状態」「水槽の水抜管の状態」の4項目で、全て施設の外観検査の項目となっている。

図4-②-2に示すように、平成16年度に新たに発生した不適事項が平成17年度に改善された施設の平均の改善率は44.9%となっている。改善率が平均以下の項目は、「水槽周囲の状態」「水槽上部の状態」「水槽のマンホールの状態」「水槽の通気管の状態」「水槽の水抜管の状態」の5項目で、全て施設の外観検査の項目となっている。

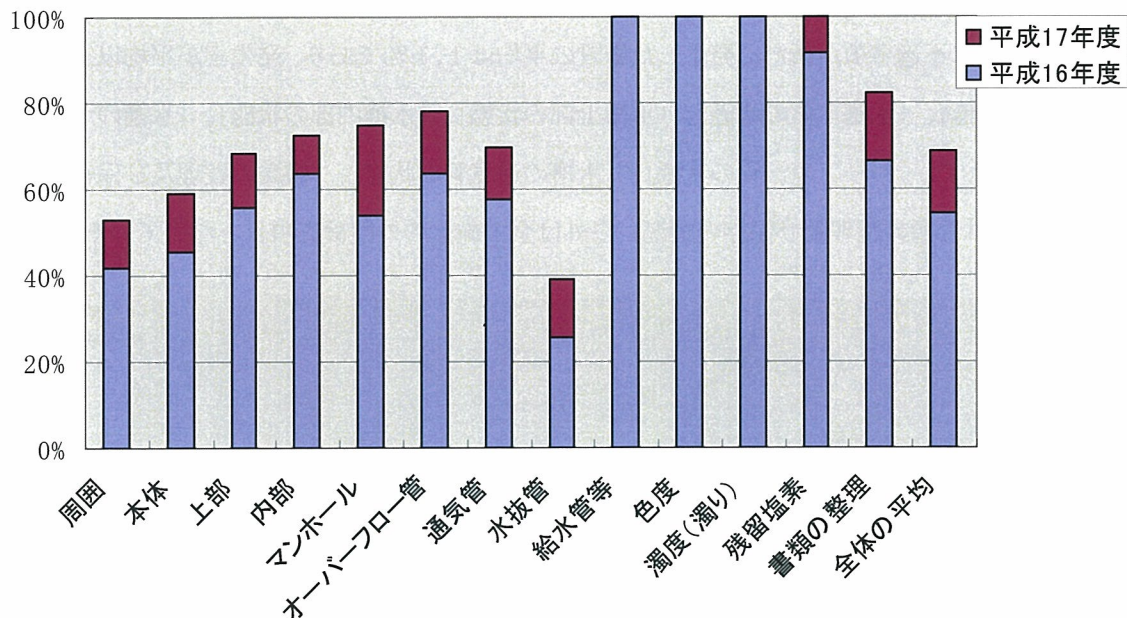


図4-②-1 平成15年度不適事項の検査事項別改善率

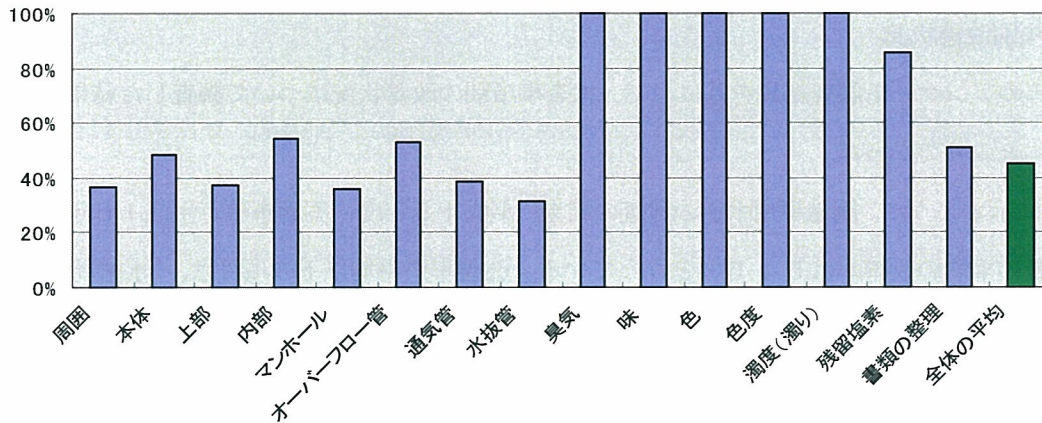


図4-②-2 平成16年度新たに発生した不適事項の検査事項別改善率

(3) 不適事項の新たな発生状況

改善状況等のアンケート調査結果を基にして、不適事項が新たに発生した状況について検査事項別に整理した結果は、表4-②-2に示すとおりであった。

平成16年度に不適事項が新たに発生した施設の平均は1.6%であり、発生率が平均以上の項目は「水槽周囲の状態」、「水槽本体の状態」、「水槽内部の状態」、「水槽のマンホールの状態」、「水槽のオーバーフロー管の状態」、「水槽の通気管の状態」、「水槽の水抜管の状態」、「書類の整理及び保存の状況」となっており、「書類の整理及び保存の状況」以外は全て施設の外観検査項目となっている。

平成17年度に不適事項が新たに発生した施設の平均は1.1%であり、発生率が平均以上の項目は「水槽周囲の状態」、「水槽本体の状態」、「水槽上部の状態」、「水槽内部の状態」、「水槽のマンホールの状態」、「水槽のオーバーフロー管の状態」、「水槽の通気管の状態」、「書類の整理及び保存の状況」となっており、「書類の整理及び保存の状況」以外は全て施設の外観検査項目となっている。

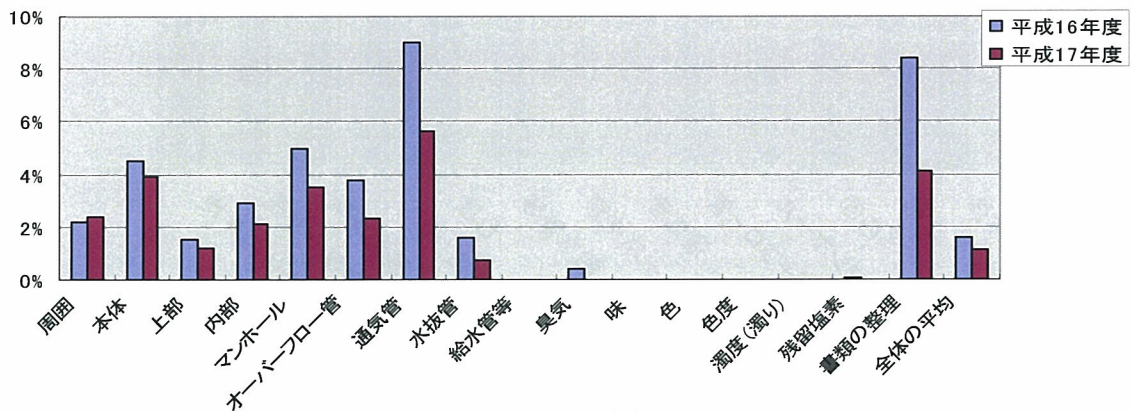


図4-②-3 検査事項別不適事項発生率

表 4-②-2 検査事項別調査表

調査件数 15,199件

No 1

検査事項	平成15年度		平成16年度		平成17年度					
	不適事項が発生した状況 (上段:件数下段:率)		不適事項が発生した状況 (上段:件数下段:率)		不適事項が発生した状況 (上段:件数下段:率)					
	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽				
1. 水槽周囲の状態	1419	483	627	171	165	44	97	24	268	97
	9.3%	3.2%	44.2%	35.4%	11.6%	9.1%	35.8%	42.1%	1.8%	0.6%
	1902		798		209		121		365	
2. 水槽本体の状態		12.5%		42.0%		11.0%		36.9%		2.4%
	857	1104	440	458	145	118	138	189	332	266
	5.6%	7.3%	51.3%	41.5%	16.9%	10.7%	41.2%	55.1%	2.2%	1.8%
3. 水槽上部の状態	1961		898		263		327		598	
		12.9%		45.8%		13.4%		48.2%		3.9%
	333	234	147	169	49	24	43	43	87	92
	2.2%	1.5%	44.1%	72.2%	1.0%	10.3%	29.7%	50.0%	0.6%	0.6%
4. 水槽内部の状態	567		316		73		86		179	
		3.7%		55.7%		12.9%		37.2%		1.2%
	340	438	175	321	51	18	109	126	160	161
	2.2%	2.9%	51.5%	73.3%	1.0%	4.1%	70.3%	45.2%	1.1%	1.1%
	778		496		69		235		321	
		5.1%		63.8%		8.9%		54.1%		2.1%

検査事項	平成15年度		平成16年度				平成17年度					
	不適事項が発生した状況 (上段:件数下段:率)		平成15年度不適事項が 改善された状況 (上段:件数下段:率)		不適事項が新たに 発生した状況 (上段:件数下段:率)		平成15年度不適事項が 改善された状況 (上段:件数下段:率)		平成16年度不適事項が 改善された状況 (上段:件数下段:率)		不適事項が新たに 発生した状況 (上段:件数下段:率)	
	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽
5. 水槽のマンホールの状態	1171	1064	512	691	300	456	238	235	47	224	224	310
	7.7%	7.0%	43.7%	64.9%	2.0%	3.0%	20.3%	22.1%	15.7%	49.1%	1.5%	2.0%
6. 水槽のオーバーフロー管の状態	1014		1203		756		473		271		534	
	6.7%		53.8%		5.0%		21.2%		35.8%		3.5%	
7. 水槽の通気管の状態	1313	1478	549	1063	398	973	189	143	97	434	261	583
	8.6%	9.7%	41.8%	71.9%	2.6%	6.4%	14.4%	9.7%	24.4%	44.6%	1.7%	3.8%
8. 水槽の水抜管の状態	2791		1612		1371		332		531		844	
	18.4%		57.8%		9.0%		11.9%		38.7%		5.6%	
9. 給水管等の状態	649	58	141	40	189	58	91	6	51	27	88	16
	4.3%	0.4%	21.7%	69.0%	1.2%	0.4%	14.0%	10.3%	27.0%	46.6%	0.6%	0.1%
9. 給水管等の状態	707		181		247		97		78		104	
	4.7%		25.6%		1.6%		13.7%		31.6%		0.7%	
9. 給水管等の状態	1		1		0		-		-		1	
	0.0%		100.0%		0.0%		-		-		0.0%	